

# 申告受付 **が** 始まります

2月13日(月)から、「平成18年度分町県民税」及び「平成17年分所得税」の申告受付が始まります。

～ 詳しい日程は、別途配布のお知らせに掲載してあります ～

なお、申告受付期間の終了間際は毎年大変混み合いますので、できるだけ各地区の指定日に申告をされますようご理解とご協力をお願いします。

## 受付時間について

各会場とも、午前9時から午後4時までとなっています。

## 所得税の還付申告について

年金や給与所得に係る所得税の還付申告には源泉徴収票の添付が必要となります。コピー等では受付できませんので、必ず原本を持参してください。お手元に源泉徴収票が無い場合は、事前に事業所より発行または再発行をしてもらい持参願います。

また、還付金はご本人名義の口座に振り込まれますので、金融機関名や口座番号等が確認できるものを持参してください。

## 医療費控除について

医療費控除を受ける場合は、支払金額を事前に集計し、領収書を持参してください。

なお、健康保険組合等などが発行する

「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりにはなりませんので、ご注意ください。

医療費控除額 = (支払医療費額 - 保険等で補てんされた金額) - (10万円または総所得金額の5%のうち少ない方)

## 農漁業を営んでいる方へ

農漁業を営んでいる方は、原則収支計算により申告する必要がありますので、収入と経費について取りまとめのうえ、経費の領収書等を持参願います。

また、農業を営んでいる方のうち、自家用の分しか作付けしていない方は、田の作付面積と収穫量、畑については作付面積を控えてきてください。

収支計算の方法や各種所得控除の内容等でわからないことなどございましたら、遠慮なく町民税務課までお問い合わせください。

問い合わせ 町民税務課 課税係 ☎46-2600 (内線233・234)